

内閣參質一六四第三二号

平成十八年三月十日

内閣總理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出韓国におけるいわゆる全国民主青年学生連盟事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

C

参議院議員喜納昌吉君提出韓国におけるいわゆる全国民主青年学生連盟事件に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

韓国国家情報院の「過去事件真実糾明を通じた発展委員会」が、平成十七年十二月に御指摘の事件に関する調査結果を発表したことは承知している。しかしながら、現段階において、韓国政府が、この調査結果に基づいて、御指摘の二名の邦人に対して韓国の司法機関等がとった措置についてどう対応するか明らかでなく、政府としてお尋ねの事項についてお答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の二名の邦人の帰国後の動向について政府として把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

政府としては、御指摘の事件は、二名の邦人が、韓国の国内法に基づく裁判において有罪判決を受け、上告審に係属中、釈放された事案であると認識している。

五について

御指摘の二名の邦人の逮捕・拘禁の通報を受け、直ちに、韓国政府に対し、両名の被疑事実の詳細等を照会するとともに、人権の尊重及び公正かつ迅速な解決を申し入れた。その後も、在韓国日本国大使館員による領事面会を継続的に申し入れつつ、家族の要望を踏まえて弁護士のあつせんを行うとともに、弁護士による面会の実施、家族による差し入れ等の支援を行つた。